

塩屋コミュニティバスを走らせる会 第10回定期総会

議 案 書

日時：2024年5月16日（木） 18:30～

場所：塩屋地域福祉センター

会議次第

1. 開会
2. 議長選出、書記任命
3. 議事録署名人の選出
4. 総会成立要件の確認（定足数の報告）
5. 議案審議
 - 第1号議案 2023年度 事業報告
 - 第2号議案 2023年度 しおかせ利用促進券収支決算報告
 - 第3号議案 2023年度 収支決算報告、会計監査報告
 - 第4号議案 役員改選（案）
 - 第5号議案 2024年度 事業計画（案）
 - 第6号議案 2024年度 収支予算（案）
6. 議長退任
7. 閉会

第1号議案 2023年度 事業報告

- 会合等の実施

5月8日、5月11日、7月27日、9月28日、12月14日、1月25日、2月28日

※概ね、2か月に1回に会合を縮小。

① しおかぜファンクラブ制度・ホームページ

・64名 71,180円(2024年3月末)

② 自主財源の確保

・各団体、自治会への協賛金の呼びかけ

③ ニュース「しおかぜ便り NO.24」(8月)、NO.25(3月)の発行

④ 15万人乗車記念、回数券ナンバーによる抽選会の開催(8月)

・当選者には、商店会で使用できる金券と交換。計22,500円

⑤ 9月1日ダイヤ変更

⑥ 敬老・福祉パス、4月1日から利用可能になる事による、事前登録案内の開始(2月)

第2号議案 2023年度 しおかぜ利用促進券収支決算報告

(収入の部)

(単位:円)

科目	金額	摘要
前年度繰越金	117,800	
各団体購入	144,000	イオンジェームス山店 108,000 コープ 36,000
合 計	261,800	

(支出の部)

(単位:円)

科目	金額	摘要
事業費	159,500	自治会等 600 イオンジェームス山店 118,600 マックスバリュ塩屋北店 500 コープミニ塩屋店 31,700 未使用促進券 8,100(一般会計の雑収入に繰り入れ)
次年度繰越金	102,300	
合 計	261,800	

※前年度繰越金を除いた収入については、各団体による「しおかぜ利用促進券」購入額であり、支出とは山陽タクシー株式会社に支払をした「しおかぜ利用促進券」利用金額です。

会計監査報告

塩屋コミュニティバスを走らせる会の、2023年度しおかぜ利用促進券の収支決算報告に関し、会計帳簿・帳票を監査の結果、正確適正であることを認めます。

2024年4月18日

監事 北川 保幸
監事 中島 秀男

第3号議案 2023年度 収支決算報告、会計監査報告

(収入の部)

(単位:円)

科目	金額	摘要
前年度繰越金	184,620	
助成金	0	
協賛金	100,000	自治会・各団体より ※欄外
雑収入	71,100	ニュースNO.24・25 広告費 ¥63,000 しおかぜ利用促進券未使用回収 ¥8,100
しおかぜファンクラブ会費	61,180	
利息	0	
合計	416,900	

(支出の部)

(単位:円)

科目	金額	摘要
事業費	26,601	しおかぜファンクラブ運営費 ¥2,451 しおかぜ15万人達成記念事業費 ¥24,150
委託費	100,000	コンサルタント委託費
印刷費	130,500	ニュース印刷費NO.24・25 総会資料印刷
通信費	70,000	ニュースNO.24・25 委託配付料
会議費	0	
事務費	965	残高証明書発行手数料・領収書
次年度繰越金	88,834	
合計	416,900	

会計監査報告

塩屋コミュニティバスを走らせる会の2023年度の会計決算報告に関し、会計帳簿、帳票を監査の結果、正確適正であることを認めます。

2024年4月18日

監事 北川 保幸
監事 中島 秀男

[協賛金出資者一覧] (単位:円)

塩屋まちづくり推進会[10,000]、塩屋ふれあいのまちづくり協議会[10,000]、塩屋北ふれあいのまちづくり協議会[30,000]、塩屋婦人会[10,000]、柏台パルククラブ[10,000]、獅掛中自治会[5,000]、柏台自治会[20,000]、塩屋住宅管理組合[5,000]

第4号議案 役員改選(案)

役職	氏名	住所または所属
会 長	中井 正吾	塩屋北ふれあいのまちづくり協議会役員
副会長	藪 克行	塩屋北ふれあいのまちづくり協議会委員
	松本 徹	塩屋まちづくり推進会委員
監 事	中島 秀男	塩屋北ふれあいのまちづくり協議会副委員長
	北川 保幸	塩屋中央自治会会長
会 計	安田 誠子	塩屋まちづくり推進会幹事
委 員	小野 愛子	塩屋婦人会会長
	児島 文子	塩屋ふれあいのまちづくり協議会副委員長
	清水 昌利	塩屋北ふれあいのまちづくり協議会委員長
	久富 央治	塩屋ふれあいのまちづくり協議会委員長
	原田 幸男	塩屋まちづくり推進会会長
	信森 徹	塩屋まちづくり推進会事務局長
	森本 アリ	塩屋まちづくり推進会副会長
	山内 隆司	塩屋柏台自治会元会長
	加納 智之	塩屋台自治会会長
	笠原 伸郎	塩屋柏台自治会会長

第5号議案 2024年度 事業計画（案）

- 今後の会の運営については、概ね3か月に1回とし、必要に応じてはその都度開催する。
- ニュースの発行(ルート・ダイヤの変更等、周知が必要な事柄が発生した場合)
- ポケット時刻表の増刷
- オンデマンドの実施地域の研究(望海台のぞみ含んで)
- ファンクラブ制度の拡充
- 自主財源の確保

第6号議案 2024年度 収支予算（案）

（収入の部）

（単位：円）

科目	金額	摘要
前年度繰越金	88,834	
助成金	0	
協賛金	80,000	自治会、各団体より
しおかぜファンクラブ会費	70,000	
雑収入	0	
合計	238,834	

（支出の部）

（単位：円）

科目	金額	摘要
事業費	20,000	ファンクラブ運営費等
事業委託費	100,000	コンサルタント委託費
印刷費	50,000	ニュース N023 発行費用
通信費	50,000	ニュース配付委託料
会議費	5,000	会議開催費
事務費	5,000	消耗品等
予備費	8,834	
合計	238,834	

塩屋コミュニティバスを走らせる会 規約

制定 平成 27 年 9 月 19 日
一部改正 平成 28 年 6 月 16 日
一部改正 平成 29 年 2 月 22 日
一部改正 平成 29 年 5 月 31 日

(名称)

第 1 条 本会は、「塩屋コミュニティバスを走らせる会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、塩屋小学校区及び塩屋北小学校区において、地域の住民が共同利用できる公共交通車両（以下、「コミュニティバス」という。）の運行を、行政機関、交通事業者等と連携して実施することを目的とする。

(構成員)

第 3 条 本会は、別表の構成員団体をもって構成する。

(事業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティバスの実証実験
- (2) コミュニティバスの運行に係る地域内での住民との連絡調整
- (3) コミュニティバスの運行に係る地域内でのルールづくり
- (4) コミュニティバスの利用促進
- (5) その他第 2 条の目的を達成するために必要となる事業

(役員等)

第 5 条 本会に次の役員・監事・委員を置く。

会 長 1 名
副会長 2 名
会 計 1 名
監 事 2 名
委 員 各構成員団体から若干名

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を行う。

4 監事は、会計を監査するほか、会務の適正な執行のために意見を述べる。

(役員等の任期等)

第 6 条 役員・監事・委員の任期は、1 年とし、再任することができる。

2 役員・監事・委員は、総会において、構成員団体の代表者（ただし、監事は代表者以外も可とする。）の中から選出し、役員は委員の互選により選出する。

3 役員・監事・委員が任期途中に欠けたときは、役員会において新たに役員・監事・委員を補充し、補充された役員・監事・委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 7 条 本会は、総会と役員会により運営する。

2 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(1) 定期総会は、毎年 5 月に開催し、臨時総会は、役員会の議決により必要とされる場合に開催する。

(2) 総会は、役員・委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、委任状は認めないものとする。ただし、

(3) 総会は、会長が招集し、その議長となる。

(4) 総会は、次の事項を審議する。

① 役員・監事・委員の選出

② 年度事業計画及び事業報告

③ 年度事業予算及び決算

④ 規約の制定又は改廃

(5) その他重要事項総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。なお、可否同数のときは、議長が決定する。

3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(1) 役員会は、総会に諮る議案を決定するほか、その他本会の運営について必要な事項を決定する。

(2) 役員会は、会長、副会長、会計の全員と監事のうち少なくとも 1 名の出席をもって成立する。

(3) 役員会の議長は、会長があたり、議事は出席者の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、議長が決定する。

(会計)

第 8 条 本会の経費は、交付金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第 9 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務所)

第 10 条 本会の事務所は、塩屋地域福祉センター内に置く。（神戸市垂水区塩屋町 4 丁目 3-9）

(その他)

第 11 条 前条までに規定するほか、その他本会の運営に必要な事項に関しては、役員会の決定を経て会長がこれを定める。

附則

1 この規約は、平成 27 年 9 月 19 日から施行する。

2 本会設立当初の役員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 28 年度定期総会の日までとする。

3 本会設立当初の事業年度は、第 9 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

4 本会設立当初の事業計画及び予算は、この規約の規定にかかわらず、設立総会において定めるものとする。

改正附則

この改正規約は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。

改正附則

この改正規約は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。

改正附則

この改正規約は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

別 表

構成員団体
塩屋まちづくり推進会
塩屋地区連絡協議会
塩屋婦人会
塩屋ふれあいのまちづくり協議会
塩屋北ふれあいのまちづくり協議会